

第3回静岡市・由比町合併協議会

日 時：平成19年10月9日（火）

午後1時30分から

場 所：ホテルアソシア静岡

3階「葵」

第3回静岡市・由比町合併協議会次第

日 時 平成19年10月9日(火)

午後1時30分から

場 所 ホテルアソシア静岡

3階「葵」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協 議

- ① 法による特例項目について
- ② 一般項目について
- ③ 合併基本計画について
- ④ 住民説明会について

(2) その他

4 閉 会

各協議項目の協議状況

各協議項目の協議状況について

I 基本項目

項 目	協 議 状 況 (結 果)
1 合併の方式	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：同日合意】 庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。なお同区域は清水区の区域に編入するものとする。
2 合併の期日	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：継続協議】 【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 平成20年11月1日とする。
3 合併後の市の名称	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：同日合意】 静岡市とする。
4 合併後の市の事務所の位置	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：同日合意】 静岡市の現在の事務所の位置とする。
5 財産及び公の施設の取扱い	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：同日合意】 由比町の財産及び公の施設は、全て静岡市に引き継ぐものとする。

II 法による特例項目

項 目	協 議 状 況 (結 果)
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。
8 地方税の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：継続協議】
9 一般職の職員の身分	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：継続協議】

III 合併基本計画の作成

項 目	協 議 状 況 (結 果)
11 合併基本計画	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：継続協議】

IV 一般項目

項 目	協 議 状 況 (結 果)
12 一部事務組合等の取扱い	【平成19年10月9日開催第3回協議会で協議予定】
13 使用料、手数料等の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。 ただし、由比町独自の施設の使用料等は、当分の間、現行のとおりとする。

項 目	協 議 状 況 (結 果)
14 国民健康保険事業の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。
15 組織及び機構	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：継続協議】
16 特別職の職員の身分	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。
17 条例・規則の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の条例・規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。
18 公共的団体等の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努め、可能な限り合併時に静岡市の当該団体に統合するものとする。
19 補助金、交付金等の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。
20 行政連絡機構の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市自治会連合会に統合する。 広報紙の配付等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一する。
21 町・字名の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 由比町の町・字名は、清水区を冠したうえで、原則として現行のとおりとする。 ただし、合併に際し、由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。
22 各種福祉制度の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。
23 慣行の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。
24 保健衛生事業の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。
25 清掃事業の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。
26 各種産業制度の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。
27 教育制度の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。
28 消防団の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市消防団に統合する。
29 上水道事業の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。
30 下水処理事業の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。
31 各種事務事業の取扱い	【平成19年9月6日開催第2回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。

第2回協議会において継続協議となった項目

項目	8 地方税の取扱い	10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	15 組織及び機構	備考
方針案 (注1)	市町村の合併等の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。	地域審議会及び地域自治組織は設置しない	静岡市の組織及び機構に統一する。	
由比町側の意見	<p>特例を適用したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の不安の解消 ・特例適用期間：5年度間 	<p>地域審議会を設置したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の不安の解消 	<p>現在の役場に支所等を設置したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒲原地区同様の組織 	
静岡市側の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス全体を考慮して判断する必要がある。 	<p>地域審議会等を設置する必要はない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の組織等で対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革等の観点から考えられる必要がある。 ・市域全体のバランスを考慮する必要がある。 ・蒲原支所等の有効活用 	

(注1) 第1回合併協議会において合併協議に当たっての基本的な考え方として、「各協議項目については、基本的には静岡市の現行の制度、取扱いに統一する。」ことが決定したことから、第2回合併協議会においてこの考え方に基づくすり合わせ方針案を示したものである。

**合併後に見込まれる由比町のメリット
(住民生活に関連の深い主な事業)**

合併後に見込まれる由比町のメリット（住民生活に関連の深い主な事業）

No.	事務事業等の名称	現 状				合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市		由比町		
		区 分	保 育 料 (A)	区 分	保 育 料 (B)	※参考比較額 (A)-(B)
1	公立保育園	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円
		住民税非課税世帯	0～2,000円	住民税非課税世帯	4,500円	△4,500～△2,500円
		住民税課税世帯	6,500～8,500円	住民税課税世帯	14,000円	△7,500～△5,500円
		所得税課税世帯	13,300～51,200円	所得税課税世帯	23,000～45,000円	△9,700～△6,200円
	3歳児保育料 (月額)	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円
		住民税非課税世帯	0～1,500円	住民税非課税世帯	3,500円	△3,500～△2,000円
		住民税課税世帯	4,000～7,000円	住民税課税世帯	11,000円	△7,000～△4,000円
		所得税課税世帯	12,000～31,000円	所得税課税世帯	20,000～28,000円	△8,000～△3,000円
	4歳以上児保育料 (月額)	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円
		住民税非課税世帯	0～1,500円	住民税非課税世帯	3,500円	△3,500～△2,000円
はり・きゆう、マッサーJ費用助成事業	住民税課税世帯	4,000～7,000円	住民税課税世帯	11,000円	△7,000～△4,000円	
	所得税課税世帯	12,000～25,200円	住民税課税世帯	19,000～25,000円	△7,000～△200円	
高齢者福祉	対象：75歳以上の方	○該当なし				○対象者は新たに、年6回まで自己負担1,000円ではり・きゆう、マッサーJが利用できる。
	内容：1回につき、自己負担1,000円で利用できる券を年6回分交付	○該当なし				
	対象：65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で生活保護を受けている者又は市県民税非課税である者若しくは市県民税の算定の基礎となる合計所得金額が145万円以下である者	○該当なし				
自動消火器給付事業	内容：業者が対象者宅を訪問し、自動消火器を設置する。(設置機器は、設置場所を確認、決定)	○該当なし				○対象者は新たに、自動消火器の給付が受けられる。
	対象：65歳以上で、日常生活に支障のある方が、お住まいになっている家庭で、改造等によって安心して健やかな生活ができるよう住宅を改造する者	○該当なし				
高齢者住宅改造費用助成事業	補助対象限度額：100万円	○該当なし				○対象者は新たに、限度額100万円の補助が受けられる。
	所得制限：世帯全員(改造後同居予定の者も含む)及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者の前年の所得税額の合計が、397,000円以下の家庭	○該当なし				

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

合併後に見込まれる由比町のメリット（住民生活に関連の深い主な事業）

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
3	外国人障害者福祉金給付事業	○対象：昭和57年1月1日以前に満20歳に達していたために、障害者基礎年金を受けることができなかつた外国人で、障害の認定日において満70歳未満の人 ○内容：月額27,000円	○該当なし	○対象者は新たに、月額27,000円の給付が受けられる。
	重度身体障害者（児）タクシー利用料助成	○対象：・身体障害者1～2級（聴覚・音声言語障害を除く）、知的障害A級 ・電動車椅子又はリクライニング式車椅子の交付を受けている方（車いす用タクシー） ○内容：・550円×24枚交付 ・500円×48枚（車いす用）	○該当なし	○対象者は新たに、 ・13,200円（550円×24枚） ・24,000円（500円×48枚、車いす用） のタクシー利用料助成が受けられる。
	重度心身障害児扶養手当	○対象：身体障害者手帳1～3級又は重度の知的・精神の障害を有する20歳未満の児童を扶養している方 ○内容：月額3,000円 ただし、特別児童扶養手当を所得制限より受給できない方は月額5,000円	○該当なし	○対象者は新たに、月額3,000円の手当が受けられる。
4	産業振興資金	○融資対象及び資金使途：従業員数300人以下（小売業は50人以下、卸売・サービス業は100人以下）で、市内に事業所もしくは事務所を有し、1年以上同一事業を営む 中小企業者の運転・設備資金。納期の到来した市税を納付済のこと。（静岡市税納税者に限る） ○貸付限度額：20,000千円 ○貸付期間及び返済方法：7年以内（1年以内据置可能）元金均等月賦返済 ○利率：年1.3% ○市利子補給率：年1.07%	○該当なし	○対象者は新たに、限度額20,000千円の貸付が受けられる。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

合併後に見込まれる由比町のメリット（住民生活に関連の深い主な事業）

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
4 つづき	開業・転業支援資金	<p>○融資対象及び資金使途：起業者が1年以上市内に住所を有し開業準備に着手している25歳以上のものので市税を完納している者。転業者は、転業前の事業を市内で3年以上営んでいた者。</p> <p>○貸付限度額：8,000千円</p> <p>○総事業費（土地代は除く）の2/3以内</p> <p>○貸付期間及び返済方法：5年以内（6か月以内の据置可能）元金均等月賦返済</p> <p>○利率：年1.9%</p> <p>○市利子補給率：年0.47%</p>	○該当なし	○対象者は新たに、限度額8,000千円の貸付が受けられる。
	融資制度 つづき	<p>○融資対象及び資金使途：市内中小企業等協同組合及び同組合員に対する運転及び設備資金</p> <p>○貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合 100,000千円 ・転貸資金 100,000千円 ・組合員 20,000千円 <p>○貸付期間及び返済方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期資金 1年以内 ・長期資金 7年以内 <p>・一時払い又は元金均等割賦返済（1年以内据置可能）</p> <p>○利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合貸 短1.9% 長2.0% ・組合員貸 短2.1% 長2.2% <p>○市利子補給率：年0.17%～0.45%</p>	○該当なし	○対象者は新たに、限度額
	中小企業高度化資金	<p>○制度内容：勤労者が労働金庫から受ける教育資金の融資に対し、利子補給を行う制度。勤労者が労働金庫から教育資金の融資を受けた場合、同金庫を通じて利子補給金を交付することにより、教育資金の融資円滑化を促進する。</p> <p>○利子補給内容：年2.0%以内 5年間</p>	○該当なし	○対象者は新たに、2.0%以内の利子補給が受けられる。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

合併後に見込まれる由比町のメリット（住民生活に関連の深い主な事業）

No.	事務事業等の名称	現 状	
		静岡市	由比町
5	漁港工事 漁協負担金	○該当なし	○由比港の整備に当たり、由比港漁業協同組合（漁業者）から負担金を徴収。 ・平成19年度負担金（予定）：29,000千円
6	家庭ごみ指定袋	○市の指定袋・認定袋は処理手数料無料 ※指定袋販売料金は小売店により異なる。 ・大（45%） 8～9円程度 ・小（20%） 6～7円程度	○指定袋販売料金（処理手数料） ・大（45%） 25円 ・中（30%） 20円 ・小（20%） 15円
7	資源ごみリサイクル 活動奨励金	○町内会又は自治会などの集団資源回収事業に協力する団体に対し、基本額・世帯割額及び回収した資源ごみ（空き缶、空きびん）の重量に応じて奨励金を交付する。	○該当なし
8		○町内会、自治会、子供会などの団体が資源として再利用できる古紙類及び繊維類を回収し、古紙回収業者に引渡し重量により奨励金を交付する。	
9	水道各種手数料	○給水栓の開閉 ・開始、中止、廃止手数料・・・無料 ○水道の証明 ・使用証明書・・・300円 ・水道料等の支払済額について・・・無料	○給水栓の開閉 ・開始、中止、廃止手数料・・・300円 ○水道の証明 ・使用証明書・・・300円 ・納付証明書・・・300円
10	加入者負担金 （水道）	○該当なし	○対象は新設工事申請者 負担金：13mm 42,000円、20mm 73,000円 等
11	奨学金	○対象：保護者が静岡市内に住所を有する者で、高校、大学（短大、専修学校を含む）に入学または在学中の学生・生徒で、修学能力が認められる場合、奨学金が受けられる。（選考あり） ○奨学金の種類 【育英奨学金】 （正規の修学期間貸与 利息：なし） ・大学生 月額 20,000円 ・短大生 月額 15,000円 ・高校生 月額 8,000円 【篤志奨学金】 （入学一時金として給付） ・短大、大学生 100,000円 ・高校生 50,000円	○新たに、奨学金制度の利用が可能となる。 （利用は平成21年度から）

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

合併後に見込まれる由比町のメリット（住民生活に関連の深い主な事業）

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
12	集会所建設費補助金	○補助対象 ・自治会等が実施する集会所の建設、修繕等 ○補助率 ・事業費の70%を補助。（世帯数による補助対象限度面積、㎡単価の上限あり）	○補助対象 ・区が実施する集会所の建設、修繕等 ○補助率 ・事業費の3分の1を補助。（補助限度額1千万円）	○補助率が拡大する。 ・由比（1/3）→静岡（7/10）
13	各区（自治会）防犯街灯電気料助成金	○補助対象 ・中部電力の9月分領収証の金額（うち公衆街路灯契約を結んでいる防犯灯を対象）×12	○補助対象、補助率 ・9月分の防犯街灯の電気料金領収証の金額×12×2/5以内を補助	○対象の防犯街灯の補助率が拡大する。 ・由比（2/5）→静岡（10/10）
14	布団類の収集	【蒲原地区の例】 ○布団、羽毛ふとん、座布団、毛布、マットレス、クッション、じゅうたん、カーペットなどは、自治会ごとに決められた場所ですべて2か月に1回、回収。	○30cm以内に裁断し、指定ごみ袋に入れて排出する。	【蒲原地区の例を適用する場合】 ○30cm以内に裁断する必要がなく排出時の負担が軽減される。
15	不燃・粗大ごみの収集	○電話又はインターネット等で申し込みを行う月1回の戸別収集（収集車が自宅に向う）。 ・収集予定日の1週間前の同じ曜日までに受付センターに電話で申し込み。 ・インターネットでの申し込みも可能	○粗大ごみは、収集しない。（処理業者を紹介） ○不燃ごみは、指定日に各ステーションへ排出する。	○電話の申し込み等により月1回の戸別収集が可能となる。 ○木製品などの粗大ごみは30cm以内の裁断の必要がなく排出時の負担が軽減される。
16	不燃・粗大ごみのふれあい収集	○自ら、不燃・粗大ごみを屋外まで持ち出すことが困難な高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯等を対象に、不燃・粗大ごみを屋内より運び出し、収集を行う。	○該当なし	○高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯等の日常生活における負担が軽減される。
17	コールセンターの設置（上下水道お客様サービスセンター）	○水道、下水道の使用開始・中止や、口座振替手続きの問い合わせなどに対応する。 ○問い合わせの方法及び対応時間等 ・電話：平日のみ（午前8時30分から午後7時） ・FAX、電子メール：年中無休（24時間受信） ※3・4月の引越シーズンには、土、日、祝日も受付を行う。	○該当なし	○来庁以外に、専用窓口電話やインターネット等の利用により、使用開始、中止手続きが可能となる。 ○受付時間が延長される。
18	コールセンターの設置（市役所いつでも電話サービス）	○市のサービス内容や手続き、施設の案内やイベント情報など、暮らしの様々な問い合わせに対応する。 ○問い合わせの方法及び対応時間等 ・電話：年中無休（午前8時から午後9時） ・FAX、電子メール：年中無休（24時間受信）※コールセンター終了後のFAX、電子メールによる問い合わせについては、コールセンターの始まる午前8時以降に回答。	○該当なし	○休日や時間外においても専用窓口電話で様々な問い合わせが可能となる。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

合併後に見込まれる由比町のメリット（住民生活に関連の深い主な事業）

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
19	点字広報の編集	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報しずおか」の点字版を作成。視覚障害者に送付 <ul style="list-style-type: none"> ・縮刷版：月1回（1日） ・全文版：月2回（1日、15日） 	○該当なし	○視覚に障害がある方へのサービスが充実する。
20	市民サービスコーナーの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に25か所あり、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明、税証明の交付を行っている。 ○一部の市民サービスコーナーでは、転入や転出、出生、婚姻などの届け出も受け付けている。 ○受付時間：午前8時30分～午後5時 ○休業日：土・日曜日、祝・休日 	○該当なし	○利用可能な窓口が増加し、通勤・通学先で証明等の発行が可能となる。
21	暮らしの便利帳	<ul style="list-style-type: none"> ○市の業務を網羅的に掲載した「暮らしの便利帳」を発行。A4版96ページ <ul style="list-style-type: none"> ・原則3年ごとに全戸配布。その他の年も、転入者や希望者にはその年の最新版を提供する。 	○該当なし	○市のサービスや利用できる施設について知ることができる。
22	自動交付機の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○印鑑登録証明書、住民票の写しの発行 ○利用の際は、自動交付機用に暗証番号を登録した印鑑登録証、市民カードまたは住民基本台帳カードが必要。 ○設置場所：葵区役所、駿河区役所、清水区役所、長田支所、蒲原支所 ○利用日時（12月29日～1月31日は休業） <ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日（午前9時～午後7時） ・土・日曜日・祝・休日（午前9時～午後5時） 	○該当なし	○休日や平日の時間外でも印鑑登録証明と住民票の写しが自動交付機で発行可能となる。（自動交付機用に暗証番号を登録した印鑑登録証、市民カードまたは住民基本台帳カードが必要。）
23	消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ○悪質商法等の消費生活相談業務 ○解決に必要な斡旋等を行なう。 ○内容を消費生活相談カード直接作成システムに記録し、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を通じて国民生活センターに伝送する。 ○斎場は、市内に4か所あり、いずれの斎場も利用可能。 ○使用料 <ul style="list-style-type: none"> ・静岡斎場、清水斎場、井川分場は死亡時に静岡市に住所があった方は無料 ・庵原斎場は、蒲原地区に住所があれば組合組織内料金4,000円（蒲原地区に住民登録されていない方は組合内組織料金以外となる） 	<ul style="list-style-type: none"> ○悪質商法等、消費生活相談業務。 ○県中部県民センターとの連絡調整IO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）には接続されていない。 	○相談窓口は、本庁の消費生活センター及び清水区役所内の消費生活センター清水窓口の2か所となり、常時専門的な相談が可能となる。
24	斎場の利用	<ul style="list-style-type: none"> ○斎場は、市内に4か所あり、いずれの斎場も利用可能。 ○使用料 <ul style="list-style-type: none"> ・静岡斎場、清水斎場、井川分場は死亡時に静岡市に住所があった方は無料 ・庵原斎場は、蒲原地区に住所があれば組合組織内料金4,000円（蒲原地区に住民登録されていない方は組合内組織料金以外となる） 	<ul style="list-style-type: none"> ○庵原斎場を使用 ○町民の使用料は4,000円 	○静岡、清水の斎場が無料で利用可能となる。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

合併後に見込まれる由比町のメリット（住民生活に関連の深い主な事業）

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
25	ハチ等駆除事業 (蜂捕獲処理委託 業務)	○捕獲対象 みづばち（分蜂した群、巣） すずめばち（巣） ・公共施設、民家等ともに対象	○捕獲対象 公共施設・公共用地内にできた蜂の巣、ハチの群 れ(民家等は対象外)	○民家も無料で駆除の対象となる。
26	図書館	○市内に10か所あり、市内にお住まいの方、通勤、 通学の方を対象に、無料で本・CDなどの貸し出し や調べものの相談を行っている。 ○休館日、開館時間は施設によって異なる。	○図書館はない。（中央公民館内に図書室が1か所 あり）	○利用可能な公共施設が増加する。
27	スポーツ施設の利 用・予約	○スポーツ施設の抽選の申込みや空き施設の予約 が、利用する施設の窓口のほかに電話、インターネ ットを利用して自宅、最寄りのスポーツ施設などか らできる。（一部対応しない施設もある） ○サービス提供時間 ・電話音声応答・インターネット…毎日午前7時か ら午後10時まで ・街頭端末…それぞれ設置する施設の開館時間によ り異なる。	○スポーツ施設の使用申込みや空き施設の予約は、 教育委員会の窓口と電話にて受付。 ○受付時間等：平日の午前8時15分から午後5時15 分まで	○休日や時間外においても電話等で申し込み が可能となる。（※ただし、由比町の施設分 については、新規で開発するシステムにて対 応（平成21年度以降の予定） ○利用可能なスポーツ施設が増加する。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

法による特例項目協議資料

8 地方税の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。

【協議結果】

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって著しく衡平を欠くと認められる場合には、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができることとされている。

なお、同条第3項の規定により、合併関係市町村のいずれかが合併の日の前日において市街化区域農地の宅地並み課税の対象となっている場合で、合併の日の前日において、編入される合併関係市町村の区域内に所在する宅地並み課税の対象ではない市街化区域農地であり、合併の日の属する年の翌年度から宅地並み課税の対象となるものについては、合併の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税について、宅地並み課税を適用しないとされている。

(参考) 静岡市、由比町における市・町税の税率比較 (平成19年4月1日現在)

		静岡市		由比町
住民税	個人住民税 (均等割)	年額 3,000 円		年額 3,000 円
	個人住民税 (所得割)	100 分の 6		100 分の 6
	法人住民税 (均等割)	標準税率		標準税率
	法人住民税 (法人税割)	100 分の 12.3		100 分の 12.3
固定資産税		100 分の 1.4		100 分の 1.4
軽自動車税		標準税率		標準税率
市町村たばこ税		一定税率 (1,000 本につき 3,298 円。ただし、旧 3 級品は同 1,564 円)		
鉱産税		100 分の 1 (鉱物の価格の合計額が 200 万円以下 の場合は 100 分の 0.7)		課税客体なし
特別土地保有税		一定税率 (保有分及び遊休土地分は 100 分の 1.4、取得分は 100 分の 3 ただし、平成 15 年度から当分の間、課税停止)		
入湯税		1 人 1 日につき 150 円		課税客体なし
事業所税	資産割 (免税点：事業 所床面積 1,000 m ² 以下)	1 平方メートル につき 600 円	旧清水市の区域に ついては H21.3.31 まで、旧蒲原町の 区域については	—
	従業者割 (免税点：従業 者数 100 人 以下)	100 分の 0.25	H23.3.31 までに課 税標準の算定期間 が終了する事業ま で課税免除	—
都市計画税		100 分の 0.3		—
		旧蒲原町の区域については、平成 22 年度分まで 100 分の 0.2		都市計画区域はあるが、市街化区域 はなし (未線引き・用途地域あり)

【資料】

由比町で新たに市街化区域に設定された地域の
固定資産税及び都市計画税の取扱い

政令指定都市の都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分すること（以下「線引き」という。）が都市計画法第7条第1項第2号で義務付けられている。従って、由比町が静岡市と合併する際には、線引きが必要となる。

市街化区域に所在する土地及び家屋については、固定資産税に加えて、都市計画税が課税されることになる。また、静岡市が3大都市圏の特定市であるため、市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税が宅地並みに課税されることとなる。

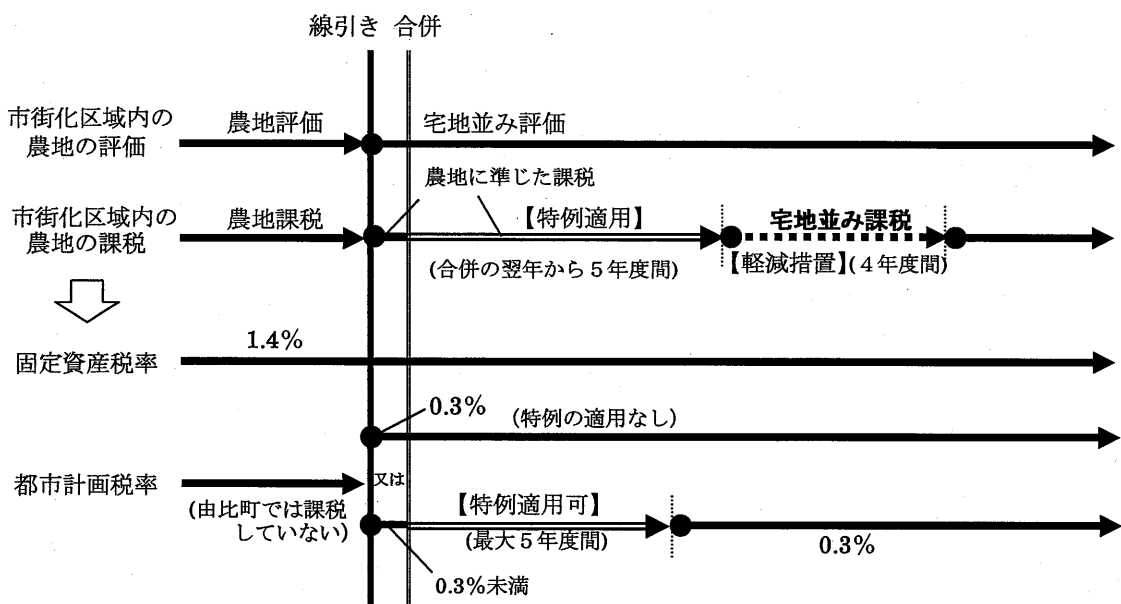
ただし、急激な税負担の上昇とならないよう、次のような措置が講じられている。

《合併新法及び地方税法等の規定に基づく措置》

合併前に線引きが行われた場合には、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第3項の規定により、合併した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分について、市街化区域農地でも農地に準じた課税がされる。その後、宅地並みに課税されることになるが、現行制度では、地方税法附則第19条の3第1項及び第29条の7第5項並びに同法施行令附則第14条の7第1項の規定に基づき、4年度間の段階的な軽減措置が講じられている。

また、市と町との間で合併直前の都市計画税の賦課に差異があった場合には、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、合併した年度及びこれに続く5年度に限り、その差異を限度として課税免除又は不均一課税をすることができる。

従って、静岡市への編入合併前までに由比町において都市計画の線引き（市街化区域と市街化調整区域に区分）を行っておく必要がある。



※ 現在、蒲原地区は、旧合併特例法に基づき、不均一課税（平成22年度まで0.2%）を適用している。

10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
 地域審議会及び地域自治組織は設置しない。

【協議結果】

地域審議会と地域自治組織の比較表

区 分	地域審議会	地域自治組織		
		地域自治区		合併特例区
		一般制度	特例制度	
根拠法令	合併新法	改正地方自治法	合併新法	合併新法
目的	(1) 新市町村の運営に関し、審議・意見具申 (2) 合併に対する住民の懸念や不安を解消する体制づくり	(1) 住民自治の充実 (2) 住民に身近な事務の処理に当たり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図る。	(1) 住民自治の充実 (2) 住民に身近な事務の処理に当たり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図る。 (3) 新市町村の運営に関し、審議・意見具申 (4) 合併に対する住民の懸念や不安を解消する体制づくり	同左
法人格	なし	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
設置区域	旧市町村単位	市町村が定める区域（小学校区単位も可）	旧市町村単位（合同も可）	旧市町村単位（合同も可）
設置方法	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要。	条例で定める。	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議で規約を定め、各議会の議決を経て、知事の認可が必要。
設置期間	合併関係市町村の協議で定める。（先進事例では概ね10年）	—	合併関係市町村の協議で定める。（概ね10年が適当）	合併関係市町村の協議で定める。（5年以下）
規約	— （地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を協議で規定している。（先進事例））	— （事務所の位置、名称及び所管区域、地域協議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項を市町村の条例で定める。）	— （一般制度において、市町村の条例で定める事項について、協議で定める。）	次の事項を規約で規定 イ 合併特例区の名称 ロ 合併特例区の区域 ハ 合併特例区の設置期間 ニ 合併特例区の処理する事務 ホ 公の施設の設置及び管理を行なう場合にあっては、当該公の施設の名称及び所在地
協議会等の設置	—	地域協議会	地域協議会	合併特例区協議会
権限	区域に係る事務に関し、首長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき首長に意見を述べる。	○地域協議会の権限 (1) 次に掲げる事項のうち、首長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、首長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。 イ 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項	○地域協議会の権限 (1) 同左	○合併特例区協議会の権限 (1) 合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、首長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、首長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるができる。

区 分	地域審議会	地域自治組織		
		地域自治区		合併特例区
		一般制度	特例制度	
権限（つづき）		<p>ロ イのほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>ハ 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項</p> <p>(2) 首長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 首長その他の市町村の機関は、(1)及び(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(2) 首長は、合併関係市町村の協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 同左</p>	<p>(2) 首長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 首長その他の機関又は合併特例区の区長は、(1)又は(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>
協議会等の構成 員の選任	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の住民のうちから、首長が選任	同左	構成員は、合併特例区の住民で議員の被選挙権者の内から規約で定める方法により首長が選任
区長等	—	地域自治区の事務所長は、事務吏員をもって充てる。	<p>(1) 地域自治区の事務所長は、事務吏員をもって充てる。</p> <p>(2) 事務所長に代えて区長（特別職）を置くことができる。</p> <p>(3) 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者の中から、首長が選任する。</p>	<p>(1) 合併特例区長は、市町村長の被選挙権者の中から、首長が選任する。</p> <p>(2) 合併特例区長は、特別職とする。</p> <p>(3) 合併特例区長は、合併市町村の副市町村長（助役）、支所長や出張所長とかねることができる。</p> <p>(4) 合併特例区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p>
財源	—	市町村が必要な予算を確保	市町村が必要な予算を確保	<p>(1) 合併市町村からの移転財源（予算作成）</p> <p>(2) 課税権と地方債発行権限なし</p> <p>(3) 地方交付税の交付対象外</p>

一般項目協議資料

1 2 一部事務組合等の取扱い

<p>【すり合わせ方針案】 別紙のとおり</p>

由比町の加入する一部事務組合等の主なもの（平成19年4月1日現在）

1 一部事務組合

一部事務組合	設置	処理事務	設置団体
共立蒲原総合病院組合 (看護専門学校併設)	S30.10.1	病院の経営・看護師の養成等 富士川町中之郷 職員数：349人 (外臨時・パート101人)	静岡市 由比町 富士川町 芝川町
庵原郡環境衛生組合	S36.12.25	し尿・ごみ・斎場の運営 ・し尿・ごみ処理施設：富士川町中之郷 ・最終処分場：由比町東山寺 ・斎場：静岡市清水区蒲原 ・職員数：16人 (外派遣職員1人・臨時3人)	静岡市 由比町 富士川町
庵原地区消防組合	S45.4.1	消防・救急業務 ・由比町(庵原消防署) 1 ・富士川町(富士川分署) 1 ・静岡市 0 ・職員数：69人(外臨時2人)	静岡市 由比町 富士川町
県道富士宮由比線市町 道富士川由比線道路組 合	S35.3.31	県道富士宮由比線の要望活動及び市町 道富士川由比線の維持管理	富士宮市 富士川町 由比町
静岡県市町総合事務組 合	H18.4.1	常勤の職員に対する退職手当の支給 非常勤職員公務災害補償事務	8市・19町 42一部事務 組合

2 法定協議会

名 称	概 要
静庵地区広域市町村圏協 議会	<p>静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定等を行うため、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第252条の2に基づく協議会として、昭和47年に設置された。</p> <p>その後、平成15年の静岡市と清水市、平成18年の静岡市と蒲原町の合併により、構成市町は1市2町となった。</p>

一般項目関連資料

3 任意の協議会のうち、次の基準による主なもの

- ・ 地方公共団体のみで構成されているもの
- ・ 静岡市、由比町以外の団体が構成員となっているもの
- ・ 住民生活に関係の深い事務の処理を目的としたもの

由比町

名 称	概 要
静庵地域医療協議会	県・静岡・庵原医療圏域の医療計画・整備に関する協議。 静岡県、静岡市、由比町、富士川町で組織
静岡県住宅建設推進協議会	公的施設住宅の建設の促進及び管理事務の合理化並びに住環境整備事業促進を図るとともに、その質的向上を図る。 静岡県、県内42市町で組織
静岡地区戸籍住民基本台帳事務協議会	戸籍住民基本台帳事務の研究、統一及び相互連携の緊密化を図る。 静岡市、由比町を含む県中部の4市6町で組織
静岡県外国人登録事務協議会	外国人登録事務の研究、改善及び円滑な実施に資する。 県内市町で組織
静岡地方税務研究会	静庵地区における税務行政の協力体制の強化と職員の能力向上を図り、税務行政の運営に寄与する。 静岡財務事務所、静岡市及び由比町、富士川町で組織
中部圏域ごみ処理広域化推進協議会	中部圏域ごみ処理広域化計画の策定及びこれに基づく計画的かつ広域なごみ処理体制の整備を図る。 静岡市、由比町、富士川町及び庵原郡環境衛生組合で組織
東駿河湾工業用水道協力会	東駿河湾工業用水事業の健全な発展と岳南地区、静庵地区の発展と住民生活の向上を図る。 静岡市、富士市及び由比町、富士川町で組織
由比地すべり対策事業促進期成同盟会	由比地すべり対策事業の早期完成を目指すための活動を行う。 静岡市、富士市、富士川町、由比町で組織

4 財産区

該当なし

5 公社

(1) 公法人たる公社

該当なし

(2) その他の公社

該当なし

6 第三セクター

由比町

名 称	概 要
株式会社ビック東海	昭和52年創立 資本金22億136万円（由比町出資金30万円） 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業による国庫補助金を受け、庵原郡内のケーブルテレビ基盤の充実を図る。

12 一部事務組合等の取扱い

別紙

【すり合わせ方針案】

- (1) 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ① 共立蒲原総合病院組合 【 次回で決定 】
 - ② 庵原郡環境衛生組合 【 次回で決定 】
 - ③ 庵原地区消防組合 【 次回で決定 】
 - ④ 県道富士宮由比線・市町道富士川由比線道路組合については、合併の日の前日までに解散するものとする。
 - ⑤ 静岡県市町総合事務組合については、由比町は合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- (2) 静庵地区広域市町村圏協議会については、合併の日の前日をもって廃止するものとする。
- (3) その他の事務の共同処理については、由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、合併後に加入するものとする。
- (4) 第3セクターについては、当面現行のとおりとする。

一部事務組合の概要

項目	組合名	共立蒲原総合病院組合	庵原郡環境衛生組合	庵原地区消防組合
構成団体	静岡市、富士川町、由比町、芝川町 富士川町中之郷2500番地の1	静岡市、富士川町、由比町、芝川町 富士川町中之郷2500番地の1	静岡市、富士川町、由比町 富士川町中之郷2132番地の4	静岡市、富士川町、由比町 由比町由比字片岸716番地の1
所在地及び施設	・病院 (富士川町) ・介護老人保健施設 (富士川町) ・看護専門学校 (富士川町)	・介護老人保健施設 (富士川町) ・看護専門学校 (富士川町)	・し尿処理施設 (富士川町) ・ごみ処理施設 (富士川町) ・火葬場 (静岡市) ・最終処分場 (由比町)	・庵原消防署 (由比町) ・富士川分署 (富士川町)
設置日	昭和30年10月1日	昭和30年10月1日	昭和36年12月25日	昭和45年4月1日
管理者	富士川町長	富士川町長	静岡市長	由比町長
議員数	17人(芝川町は2人、他1市2町は各5人)	17人(芝川町は2人、他1市2町は各5人)	12人(各4人)	12人(各4人)
職員数(H19.4.1現在)	349人(病院284人、老健54人、看専11人) (他に臨時・パート101人)	349人(病院284人、老健54人、看専11人) (他に臨時・パート101人)	16人 (他に静岡市派遣職員1人、臨時3人)	69人 (他に臨時2人)
職員の内訳	医師24人、看護師181人、薬剤師11人、医療技術員55人、介護職員34人、事務44人	医師24人、看護師181人、薬剤師11人、医療技術員55人、介護職員34人、事務44人	事務4人、技術12人(し尿処理4人、ごみ処理7人、斎場1人)	消防士69人
経費負担	分賦金(負担金)	平成19年度 (単位:千円) 静岡市 326,378 (35%) 富士川町 381,152 (41%) 由比町 198,320 (21%) 芝川町 28,021 (3%) 合計 933,871	平成19年度 (単位:千円) 静岡市 171,847 (34%) 富士川町 205,977 (41%) 由比町 125,631 (25%) 合計 503,455	平成19年度 (単位:千円) 静岡市 206,926 (32.70%) 富士川町 271,156 (42.85%) 由比町 154,720 (24.45%) 合計 632,802
	※ 共立蒲原総合病院の負担割合は在外記載を参照	内累積欠損金補填分 (単位:千円) 静岡市 73,252 富士川町 85,809 由比町 43,951 芝川町 6,279 合計 209,291	【負担割合】 し尿処理:し尿投入量比率 ごみ処理、最終処分場:ごみ投入量比率 火葬場:均等割20%、人口割80%	【負担割合】 人口割(国勢調査)
財政状況	累積欠損金等	(18年度末)2,087,138千円(欠損金) (内介護老人保健施設21,700千円)	58,525千円(剰余金) (H17年度繰越金19,671千円含む)	10,422千円(剰余金) (H17年度繰越金4,796千円含む)
	起債未償還残高	(18年度末)6,193,908千円 (18年度末)4,672,131千円(病院・看護専門学校) (18年度末)1,521,777千円(介護老人保健施設)	152,550千円 130,996千円(し尿処理施設) 21,555千円(ごみ処理施設) 0千円(最終処分場)	285,300千円 (庵原消防署、富士川分署)
	起債未償還残高の内訳	【病院】(H34.4、耐年39年) 鉄筋鉄骨造5階建(S58.5、H10.4新病棟増築) 【介護老人保健施設】(H63.6、耐年50年) 鉄筋鉄骨造地下1階地上3階建(H13.6) 【看護専門学校】(H54.4、耐年47年) 鉄筋コンクリート造4階建(H7.4)	【し尿処理施設】(H35.7、耐年30年) 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建(H5.7) 【ごみ処理施設】(H22.4、耐年30年) 鉄筋コンクリート造(S55.4) 【火葬場】(H28.4、耐年30年) 鉄筋コンクリート造平屋建(S61.4、H18.3待合室増築) 【最終処分場】 敷地面積15,098㎡(H3.4)	【庵原消防署】(H60.4、耐年50年) 鉄筋コンクリート造3階建(H10.4) 訓練塔:鉄筋コンクリート造5階建 【富士川分署】(H60.4、耐年50年) 鉄筋コンクリート造2階建(H10.4)
資産の状況	【施設】(耐用年数の到来期、耐用年数)構造、建設年月 〔減価償却資産の耐用年数等〕に関する省令に準じ、算定した耐用年数〕	【介護老人保健施設】(H63.6、耐年50年) 鉄筋鉄骨造地下1階地上3階建(H13.6) 【看護専門学校】(H54.4、耐年47年) 鉄筋コンクリート造4階建(H7.4)	【し尿処理施設】(H35.7、耐年30年) 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建(H5.7) 【ごみ処理施設】(H22.4、耐年30年) 鉄筋コンクリート造(S55.4) 【火葬場】(H28.4、耐年30年) 鉄筋コンクリート造平屋建(S61.4、H18.3待合室増築) 【最終処分場】 敷地面積15,098㎡(H3.4)	【庵原消防署】(H60.4、耐年50年) 鉄筋コンクリート造3階建(H10.4) 訓練塔:鉄筋コンクリート造5階建 【富士川分署】(H60.4、耐年50年) 鉄筋コンクリート造2階建(H10.4)

※【共立蒲原総合病院組合】病院、看護専門学校の負担割合：(静岡市：35%、富士川町：41%、由比町：21%、芝川町：3%)
介護老人保健施設の負担割合：均等割50%、高齢者割50%、(静岡市：33%、富士川町：34%、由比町：30%、芝川町：3%)

15 組織及び機構

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

静岡市の組織及び機構に統一する。

【協議結果】

◎ 静岡市における区役所の業務

1 本庁と区役所の役割

- ・ 本庁は、全市に関係する基本的な方針や政策的な意思を決定し、区役所はその方針に基づき事務事業を実施
- ・ 区役所は市民生活にかかわりの深いサービスの提供を行なうとともに、市民に最も身近な行政機関として、地域の振興に関する総合窓口となり、コミュニティづくりや自治振興の業務を行なう。

2 区役所等で実施する主な仕事

課 名	主 な 業 務	
地域総務課	市政情報の提供、公文書の公開、防災意識の高揚及び啓発事業、自主防災組織、庁舎の維持管理など	
まちづくり振興課	町内会・自治会との窓口、スポーツ施設の使用許可、浄化槽設置補助及び古紙等資源回収奨励金の受付、鳥獣飼養登録、住居表示証明、生活・交通事故相談など	
戸籍住民課	住民票・戸籍・印鑑登録、外国人登録、埋火葬許可、自動車臨時運行許可、電子証明書の受付、住民異動に伴う転校許可など	
国保年金課	国民健康保険の資格の届出、被保険者証の交付、給付申請、保険料の賦課・徴収・納付相談、国民年金の資格・保険料の免除・年金給付の届出、年金相談など	
納税課	市税の徴収、納付相談、督促、滞納処分など	
税務課	個人の市民税及び県民税（普通徴収分）・軽自動車税・固定資産税・都市計画税の賦課、原付自動車等の標識の交付、市税に関わる証明の交付、固定資産税台帳、地籍図の閲覧及び写しの交付など	
会計課	現金の出納・保管、支出に関する書類の審査など	
選挙管理委員会事務局	選挙事務の管理及び執行など（地域総務課内）	
福祉事務所	社会福祉課	生活保護、民生・児童委員に関することなど
	保育児童課	児童手当・児童扶養手当の認定、保育所の入所、母子家庭の援護、医療費の助成、家庭児童相談など
	障害者支援課	身体障害者手帳・療育手帳の申請・交付、補装具の交付、障害福祉サービスの支給決定、重度心身障害者医療費の助成など
	高齢介護課	高齢者相談、食事サービス、紙おむつの支給、はり・灸・マッサージの助成、老人医療費等の申請受付、介護保険に関する申請受付、介護保険料の徴収など
上下水道サービス窓口	水道の使用開始・中止の届出、水道料金・下水道使用料の収納など	

一般項目関連資料

3 静岡市における支所の設置状況

地方自治法第 252 条の 20 第 1 項の規定による葵区、駿河区及び清水区の出張所として設置している。

	葵区役所井川支所	駿河区役所長田支所	清水区役所蒲原支所
所在地	葵区井川 656-2	駿河区上川原 13-1	清水区蒲原新田 2-16-8
所管区域	口坂本、井川、岩崎、上坂本、小河内、田代	青木、宇津ノ谷、大和田、小坂 ほか 60 町字	蒲原神沢、蒲原堰沢、蒲原中、蒲原小金、蒲原新田一丁目、二丁目、蒲原、蒲原一丁目～四丁目、蒲原新栄、蒲原東
地区人口※1	710人	65,386人	12,855人
地区世帯数※2	362世帯	24,865世帯	4,322世帯
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍、住民基本台帳、印鑑に関する各種申請書等の受理、証明書の交付 ・国民健康保険及び国民年金の資格取得、異動、喪失届等の受理 ・市税に係る証明書等の交付 ・介護保険及び福祉に関する申請書、届出等の取次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍、住民基本台帳、印鑑に関する各種申請書等の受理、証明書の交付 ・国民健康保険及び国民年金の資格取得、異動、喪失届等の受理 ・市税に係る軽易な調査、収納及び証明書等の交付 ・自治会との連絡調整・補助に関すること ・スポーツ施設の使用許可 ・愛がんのための飼養目的による鳥獣捕獲許可及び飼養登録 ・交通安全運動の推進、防犯、暴走運動の相談窓口 ・廃棄物の減量・資源化に係る補助金及び奨励金の申請受付 ・浄化槽に係る申請等の受付 ・住居表示に関する証明書の交付 ・地域審議会に関すること 	
その他		住民票の写し、印鑑登録証明書は、自動交付機により交付可 利用時間：【月～金曜日】 午前9時～午後7時 【土・日曜日、祝日】 午前9時～午後5時	

※1 H19.3.31 住民基本台帳人口

※2 H19.3.31 住民基本台帳世帯数

参考： 蒲原支所庁舎内には、上記のほか、各種の福祉関係の受付などを行う清水福祉事務所蒲原出張所、地域性のある業務を行う生活文化局市民生活部蒲原事務所、上水道の業務を行う蒲原サービス担当が設置されている。

一般項目関連資料

4 清水区における市民サービスコーナーの設置状況等

静岡市内には、市民サービスコーナーが25か所あり、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明、税証明の交付を行っている。一部の市民サービスコーナーでは、転入や転出、出生、婚姻などの届け出も受け付けている。

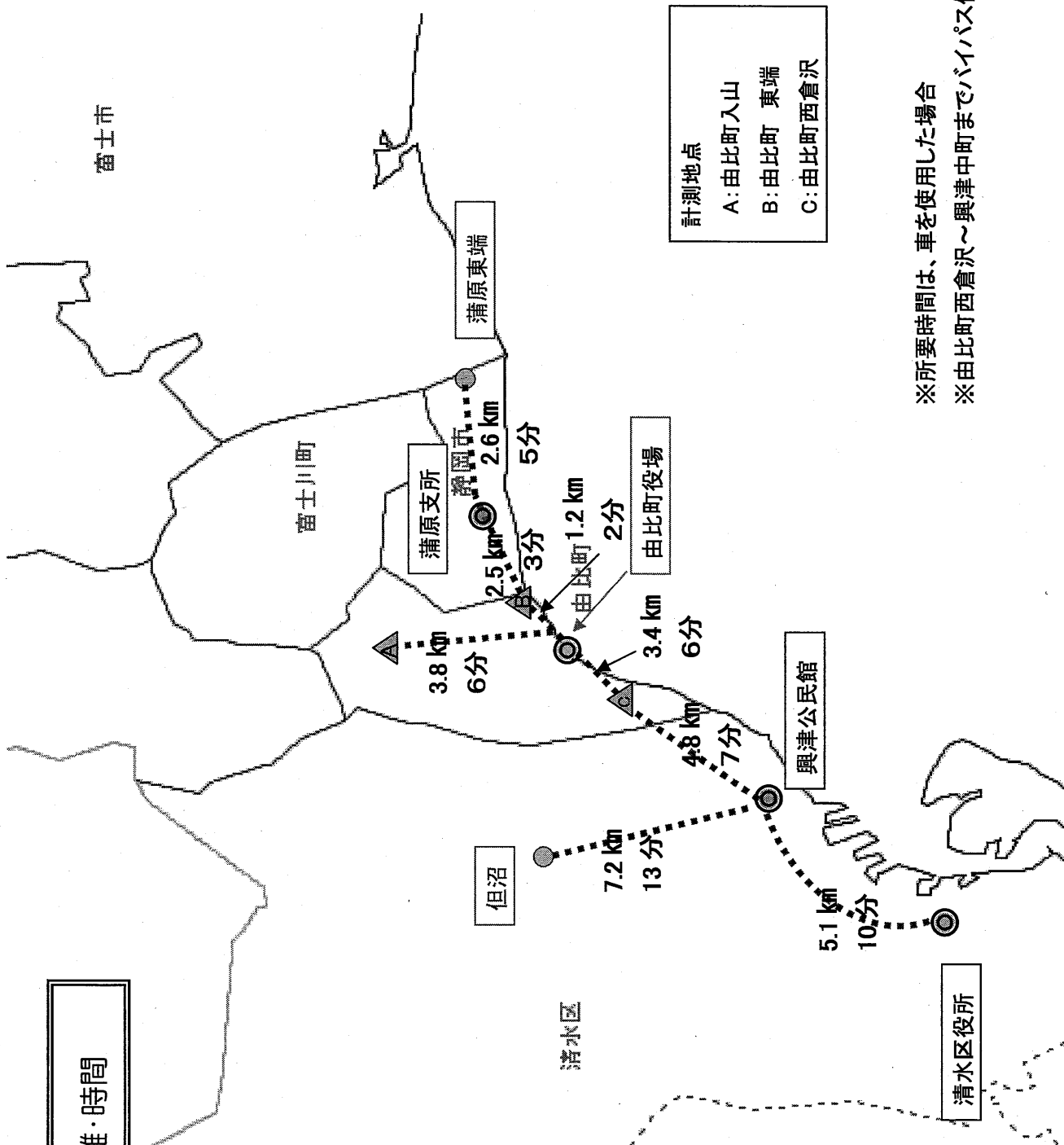
(1) 清水区市民サービスコーナー設置状況 (10か所)

清水興津公民館内、清水三保公民館内、清水駒越公民館内、清水有度公民館内、清水高部公民館内、清水飯田公民館内、清水袖師公民館内、清水庵原公民館内、清水小島公民館内、清水両河内公民館内

(2) 市民サービスコーナーで取り扱う事務等

取扱証明書の種類 【全ての市民サービスコーナーで取り扱っている】	取扱届出の種類 【清水区内、興津公民館のみ実施】
<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄抄本) ●身分証明書 ●平成改製原戸籍 ●戸籍記載事項証明書 ●戸籍の附票の写し ●住民票の写し ●住民票記載事項証明書 ●年金受給者現況証明 ●印鑑登録証明書 ●軽自動車税納税証明書(継続検査用) ●課税(所得)証明書 ●納税証明書 ●法人等所在証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ●出生届 ●婚姻届 ●協議離婚届 ●転籍届 ●転入・転出届 ●転居届 ●国民年金資格取得届 ●国民健康保険加入・脱退届 ●印鑑登録証カードへの切替手続 ●外国人登録原票記載事項証明書

由比町等からの距離・時間



計測地点
 A: 由比町入山
 B: 由比町 東端
 C: 由比町西倉沢

※所要時間は、車を使用した場合
 ※由比町西倉沢～興津中町までバイパス使用

住民説明会について

1 目的

住民説明会は、合併協議会の協議の成果を住民に説明し、理解を深めていただくとともに、住民との意見交換の場を設け、それらを通じて総体としての住民の意向を的確に把握したうえで、合併の是非判断に臨むために実施する。

2 実施方法

(1) 日程及び会場

日 程	会 場
平成19年11月10日（土）午後3時	静岡市役所清水庁舎（清水区役所） 3階 313会議室
平成19年11月10日（土）午後6時30分	由比町中央公民館

(2) 出席者

静岡市・由比町合併協議会委員

(3) 進行方法

- ① 開会
- ② 正副会長あいさつ
- ③ 説明
- ④ 意見交換
- ⑤ 閉会

(4) 説明資料の構成



別添のとおり

3 確認事項

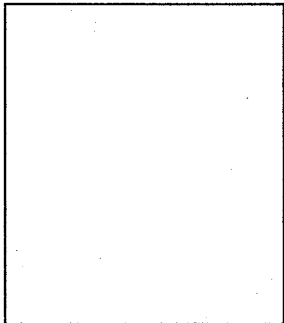
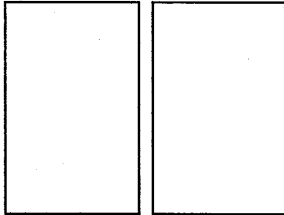
- (1) 各委員が、合併協議会の協議の成果を尊重して、直接住民と意見交換を行う。
- (2) 議長役は、開催地の首長が務めるものとする。
- (3) 資料の内容については、事務局が説明する。
- (4) 意見発表を希望する者は、挙手によりその意思を明らかにするものとする。
- (5) 発言者は、氏名等を明らかにしたうえで、意見発表するものとする。
- (6) 質問に対しては、委員が回答するものとする。

地区説明会用リーフレットの構成（案）

表面（A3版）

基本計画 掲載事業	タイトル	
	住民説明会日程表	
	会長  あいさつ	副会長  あいさつ
	合併の効果	
	問合せ先	

裏面（A3版）

1 合併協議会での協議 状況	(合併協議会での 協議状況)
	2 基本計画掲載事業
	

静岡市・由比町合併基本計画

(中間素案)

平成19年 10月

静岡市・由比町合併協議会

目 次

I	基本計画の概要	1
1	計画の趣旨	
2	計画の構成	
3	計画の期間	
II	合併の必要性と効果	2
1	合併の必要性	
2	合併の効果	
III	まちづくりの基本方針	4
1	新しいまちづくり	
2	由比地域の役割	
3	由比地域の特性と土地利用の方針	
IV	まちづくり計画	6
1	健康・福祉	
2	文化・学習	
3	生活環境	
4	産業・経済	
5	都市基盤	
6	行財政	
V	公共施設統合整備の基本的考え方	14
VI	県事業の推進	15
1	静岡県が実施を予定する事業	
VII	財政計画	16

I 基本計画の概要

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づく法定計画として作成するもので、静岡市と合併後の由比地区の整備を、総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいたまちづくり計画を策定してその実現を図ることにより、速やかな一体性の確立と市域全体の均衡ある発展を促進し、住民福祉の向上を図ろうとするものである。

2 計画の構成

本計画は、「まちづくりの基本方針」、「基本方針を実現するための施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成する。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

II 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

交通・通信手段の発展に伴い、地域住民の日常生活圏は、市、町といった行政区域を超えて広がっている。

また、住民の生活水準の向上は、より多様化・高度化した行政を要求するに至っている。

このような行政需要に対応するためには、すでに生活圏が一体化している市・町がその行政区域を統一し、広域的、長期的視野に立った計画のもと、効率的な行政運営を行う必要がある。

静岡市と由比町とは、以前から住民の日常生活圏、経済圏をひとつにしており、昭和47年には、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第252条の2に基づく協議会として、静清庵地区広域市町村圏協議会（平成15年の静岡市と清水市の合併により静庵地区広域市町村圏協議会と改称）を設置し、静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定を行うとともに、平成17年度からは蒲原町を編入合併した静岡市が加わり、地方自治法第284条による一部事務組合（医療、衛生、消防）を運営し、広域行政を推進してきている。

なお、平成17年の国勢調査によると、由比町から静岡市に通勤、通学している人は、2,087人、静岡市から由比町に通勤、通学している人は678人となっており、約2,800人の住民が毎日、両市町間を行き来していることになる。

また、通勤、通学以外にも買い物での行き来も多く静岡商圏を形成しており、生活実感からは既に同じ「まち」ともいえる状況になっている。

2 合併の効果

(1) 住民の利便性の向上

- ① 住民の生活圏に即した行政区域の編成により、利用可能な行政窓口が増加し、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用できるようになる。
- ② 今まで、利用が制限されていた他の市町の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が同じ自治体の住民として利用できるようになる。

(2) サービスの多様化・高度化

- ① 従来、県と市町に分かれていた事務が一元化され、一体的、総合的な行政の展開が可能となる。
- ② 小規模市町村では設置困難な男女共同参画や都市計画、国際化、情報化等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

③ 従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健師、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

(3) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

① 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができるようになる。

② 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できるようになる。

Ⅲ まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

静岡市と由比町とは、住民の日常生活圏、経済圏をひとつにし、静岡市を中核とする静岡県中部100万都市圏の一部を形成している。

このような中で静岡市は、県都として、政令指定都市として、日本を代表する都市のひとつであるという役割を果たしてきている。

このため、既に一体的な日常生活圏を形成している静岡市と由比町は、合併を行うことでひとつの自治体として、より広域的に、一体的かつ総合的観点に基づいた行財政を推進し、健康・福祉、文化・学習、生活環境、産業・経済、都市基盤の整備等の向上に努め、均衡ある発展を図りながら、一体的なまちづくりを行っていくこととする。

2 由比地域の役割

由比町は、温暖な気候と海、山などの豊かな自然に恵まれ、山では、傾斜地を利用して柑橘類やびわなどの栽培、海においては桜えび、しらすや定置網漁を中心とした沿岸漁業が行われ、これらの関連産業とともに発展してきた。

また、古くは東海道の16番目の宿場町として栄えてきたことから、当時の面影を残すまちなみが今でも存在し、東海道広重美術館の開館以降、多くの観光客が訪れている。

現在、農業においては西山寺阿僧地区土地改良事業の実施により、農業の担い手が育成されつつあり、併せて観光型農業など新しい農業の展開も期待されている。由比漁港では、地域ブランドである由比桜えびを中心とした漁業生産、流通、加工の拠点として基盤整備が進んでいる。

このため、情報発信をくりかえし世界に誇れるまちづくりを目指す静岡市の中にあつて、由比地域の役割は、地域の自然環境、資源を活かした農・漁業と調和のとれたまちづくり、さらには、静岡地域の観光資源と由比桜えび、薩埵峠、東海道広重美術館などを有機的に連携した観光機能をもつまちづくりが期待される。

一方、浜石岳から続く山なみが海岸まで迫っており、地すべり被害が懸念されることから、国による対策工事が行われているところだが、静岡市の中央部と由比町を結ぶ幹線道路は、海岸線を通する国道1号のみであり、均衡ある発展、速やかな一体化を進めていくためには、バイパス的機能をもつ新たな道路の整備が急務となっている。

3 由比地域の特性と土地利用の方針

土地利用に当たっては、自然的・社会的・経済的及び文化的条件等に配慮しながら、生活環境の確保、地域産業の振興など均衡ある発展を図ることを基本とし、豊かな自然や歴史文化などの地域特性と調和のとれた都市機能を持つまちづくりを目指し、総合的かつ計画的に行うものとする。

【北部地域】

土地の大部分は、森林と農地で構成されており、農業の安定した経営を図るため、担い手育成などの農地の効率的かつ総合的な利用を促進していくとともに、農用地や森林は国土保全や水源かん養等の多目的な役割をもっているため、その保全・整備に努める。

また、浜石岳周辺においては恵まれた自然を観光・レクリエーションに活用するための環境整備を進める。

由比川沿いに南北に通過する県道富士富士宮由比線は市街地と山間部を結び、広域的には由比町と富士宮市を結ぶ重要な路線であり、奥行きのある地域の形成に向け、効果的な土地利用を進めるため、早期の道路整備を図る。

【南部地域】

駿河湾沿いに東西交通の大動脈である東名高速道路、国道1号、JR東海道本線の広域交通が集中している。この地域は古くから東海道の宿場町として発展してきた地域であり、住・工・商業が混在し、併用住宅も多く存在している。また、文化、教育、福祉関連の公共公益施設が集積している。

したがって、この地域の土地利用については、都市計画における用途指定に基づき、道路、公園などの基盤整備を充実するなど、生活拠点として良好な住環境の整備を進める。また、由比地域の文化・スポーツ活動の拠点、さらには東海道広重美術館を中心とした観光・交流拠点としての充実を図る。

一方、由比漁港は、全国的にも知名度が高い桜えび水揚げの基地港として整備を進めている。また、国道1号、JR東海道本線に接し、アクセスに恵まれているため、遊漁船や定置網漁等の観光漁業の推進と合わせ、総合的な水産業の基地、新たな交流拠点としてのまちづくりを目指すものである。

IV まちづくり計画

由比地域と静岡市との速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展を促進し、市民福祉の向上等を図るため、「まちづくりの基本方針」に基づき、次の体系により施策を展開する。

1 健康・福祉

- (1) 心がかよい笑顔あふれる市民福祉の推進
- (2) 未来を築く元気な子どもの育成支援
- (3) 障害のある人の自立を支えるシステムの構築
- (4) 人間関係豊かな長寿のまちの確立
- (5) いきいきと暮らせる健康づくりの推進

2 文化・学習

- (1) 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
- (2) 多彩な文化の継承と独自文化の創造
- (3) 次代を担う人材の育成と環境の整備
- (4) スポーツ・レクリエーションの推進

3 生活環境

- (1) 環境低負荷型都市の建設
- (2) 水と緑の環境の創出
- (3) 地震や災害に強いまちづくりの推進
- (4) 快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保

4 産業・経済

- (1) 環境と調和した農林水産業の高付加価値化
- (2) 地域の魅力を活かした観光・交流産業の高度化
- (3) 優れた能力と意欲ある人材の育成・支援

5 都市基盤

- (1) 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
- (2) にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
- (3) 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築

6 行財政

- (1) 市民満足のための高次・高質な行政の展開

1 健康・福祉

少子高齢化の急速な進行や就労女性の増加などの社会情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、長寿社会において、だれもが心身ともに健康に暮らすことができる社会環境の整備を推進する。

- ・ 未来を担う子どもたちを、安心して生み、育てることができる環境を充実する。
- ・ 市民が必要とする医療サービスが受けられ、安心して生活することができる環境の整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
子育て支援の推進	1 保育所の運営 女性の社会進出の増大と就労形態の多様化の中で、要保育児童の保育と保育環境の充実 2 児童館の運営 児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健全育成を図ると共に、地域の人達との交流の場として運営 3 放課後児童クラブの運営 留守家庭児童の健全育成を図ると共に、子育てと就労の両立を支援
救急医療対策事業	毎夜間及び休日等の救急医療体制を確保するための事業を実施

2 文化・学習

少子・高齢化社会の進行や、国際化、高度情報通信化の進展などにより高まっている生涯を通じての学習ニーズに対応するための環境整備を推進する。

また、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するための環境整備を推進する。

- ・ 幼児期から高齢期までの、生涯を通じての多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を推進する。
- ・ 地域の歴史ある文化の継承、保全に努めるとともに、市民が芸術文化に触れることのできる環境を充実し、地域に根ざした独自文化の創造を目指す。
- ・ 次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育めるよう、教育環境の整備を推進する。
- ・ 健やかな人生を築く生涯スポーツの推進を図るための環境整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
教育施設の整備	次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育めることのできる教育環境の整備推進 中学校管理棟等
スポーツ施設の整備	生涯スポーツの推進を図る環境整備 スポーツ施設改修
スポーツ拠点づくり推進支援	生涯スポーツの拠点づくりを推進する事業支援 スポーツ大会の開催支援

3 生活環境

環境問題に的確に対応し、豊かな自然環境という財産を後世に引継いでいくため、環境への負荷を低減する社会システムを構築する。また、災害から生命、財産を守り、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

- ・ 豊かな水と緑あふれる安全・快適な生活環境の整備を推進する。また、環境を支える水資源を育み、実情に応じた適切な汚水処理を推進する。
- ・ 総合的な防災体制の整備を図るとともに、災害を未然に防ぐための施策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
生活排水対策事業	地域の実情に応じ、公共下水道、合併処理浄化槽等を効率的に組み合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整備
上水道事業	災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立 浄水場、配水場、管網等の整備
災害時の水利対策事業	予想される大規模地震に備え、災害時における水利の確保を図るため、耐震性小型貯水槽を整備
治山事業	山地災害の発生を未然に防ぐため、森林整備や治山ダム等の設置
河川改修事業	災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河川等を改修、整備

4 産業・経済

市場経済化の進行に伴う国際競争の激化、少子高齢化、規制緩和、高度情報通信社会の到来など、産業・経済をとりまく環境は激しく変化している。

このような状況の中で、首都圏と中京圏の中間に位置し、日本の中央部における東西交通と南北交通の結節点という利点を活かし、産業の融合化・多様化、高度化・高付加価値化を推進する。

- ・ 地域資源を活かした産業の高度化・高付加価値化を図るため、将来を担う人材の育成等を支援する。
- ・ 国際競争の激化や、食に対する関心の高まり等に伴う消費者ニーズの多様化等に対応するため、農水産業基盤の整備を進め、競争力のある農水産業の育成を推進する。
- ・ 多様化する余暇の活用方法に対応し、都市と農漁村の交流を促進する環境整備を推進し、新たな交流拠点として育成する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
商工業活性化支援	地場製品のPR、イベント等を支援し、商工業の活性化を推進
漁港整備事業	1 由比漁港整備 護岸道路等 2 小規模局部改良
水産用共同施設整備支援	水産業の合理化、近代化を図るため共同施設の整備を支援
間伐材漁礁設置事業	間伐材を利用して、海洋資源を豊かにする沿岸漁場の整備開発を実施

5 都市基盤

市域全体の一体性の確立と均衡ある発展を目指し、基盤整備を推進するとともに、地域の歴史と伝統を活かしたまちづくりを推進する。

- ・ 市域の都市内交通の充実強化を図り、円滑な都市活動の向上を目指すため、道路の整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
道路の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要幹線道路の整備 一体化を促進するため、都市内交通の大部分を占める主要な幹線道路の重点的な整備 2 生活道路の整備 市民の使用頻度の高い生活道路を整備
バス路線維持対策事業	地域住民の重要な生活路線である不採算バス路線の存続と外出機会の創出と拡大による地域の活性化やコミュニティの向上を図るため、バス路線の維持対策を実施

6 行財政

多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と行政の役割分担を明確にし、サービスの質と水準、負担を市民とともに考え、決定していく協働によるまちづくりを推進する。

また、市民が地域への誇りと愛着を持ち、コミュニティ活動や交流を通じて、住みよい地域社会を形成することができる環境整備を推進する。

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報のグローバル化の進展に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
国際化の推進	社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進

分野の概算事業費

(単位：百万円)

分 野	事 業 費
1 健康・福祉	—
2 文化・学習	405
3 生活環境	165
4 産業・経済	2,046
5 都市基盤	1,771
6 行財政	—
合 計	4,387

※この概算事業費は、普通会計ベースで積算しています。(運営費は対象外)
また、将来の社会経済状況の変化に伴い、変動する場合があります。

V 公共施設統合整備の基本的考え方

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないようこれまでの実績を踏まえ、利便性や運営の効率性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とする。

VI 県事業の推進

1 静岡県が実施を予定する事業

事業名	事業概要
地すべり対策事業	県土の保全と民生の安定を図るため、地すべり対策事業を推進する 白井沢
治山事業	土砂災害から生命、財産を守るため、治山事業を推進する。 槍野
畑地帯総合整備事業	農業における担い手の育成・強化を図り、意欲ある農業経営体が活躍できる生産基盤・環境整備を総合的に推進する。 西山寺阿僧地区
農道整備事業	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する農道の改良を推進する。 東山寺地区
急傾斜地崩壊対策事業	土砂災害から生命、財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。 西山寺寺下
河川の整備	災害を未然に防ぐため、河川整備を推進する。 由比川
砂防事業	土砂災害から生命、財産を守るため、砂防事業を推進する。 白井沢

VII 財政計画

1 歳入（5年間の合計）

（単位：億円）

区 分	金 額	備 考
地 方 税	6,945	
地 方 譲 与 税	1,069	
地 方 特 例 交 付 金	27	
地 方 交 付 税	462	
国 ・ 県 支 出 金	2,030	
市 債	1,801	
そ の 他	1,280	使用料、手数料等
合 計	13,614	

2 歳出（5年間の合計）

（単位：億円）

区 分	金 額	備 考	
義 務 的 経 費	人 件 費	2,433	
	扶 助 費	1,929	
	公 債 費	1,911	
	小 計	6,273	
投 資 的 経 費	普通建設事業費等	3,288	
	小 計	3,288	
そ の 他 経 費	物 件 費	1,614	
	維 持 補 修 費	128	
	補 助 費 等	1,370	
	そ の 他	941	繰出金、投資及び出資金・貸付金等
	小 計	4,053	
合 計	13,614		

この財政計画は、普通会計ベースで推計しています。